

# 控訴状

2009(平成21)年2月9日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大木一



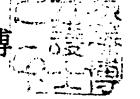
同 同 高橋信正



同 同 若狭昌穎



同 同 須藤博



外35名(別紙「代理人目録」記載のとおり)

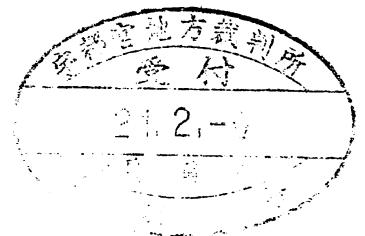
当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

訴訟物の価額 金640万円

貼用印紙額 金5万4000円



上記当事者間の宇都宮地方裁判所平成16年(行ウ)第15号公金支出差止等請求住民訴訟事件につき、同裁判所が2009(平成21)年1月28日言い渡した判決は全部不服であるので、次のとおり控訴を提起する。

## 第1 原判決の表示

- 1 被告宇都宮市長が国土交通大臣に対し湯西川ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認することを求める原告らの請求を却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取消す。
- 2 被告宇都宮市長が国土交通大臣に対し湯西川ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 被告宇都宮市上下水道事業管理者は、湯西川ダム建設事業に関し、次の各負担金の支出負担行為及び支出命令をしてはならない。
  - (1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
  - (2) 水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
  - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
- 4 被告宇都宮市長は、湯西川ダム建設事業に関し、被告宇都宮市上下水道事業管理者が特定多目的ダム法7条に基づく建設負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出負担行為及び支出命令をしてはならない。
- 5 被告宇都宮市長は、以下の各相手方に対し、以下の各金員を宇都宮市に支払うよう請求せよ。
  - (1) 福富一裕に対し、2億9407万1590円及びこれに対する2004(平成16)年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員
  - (2) 今井利男に対し、21億2914万5405円及びこれに対するうち5億4522万2000円については2004(平成16)年9月10日から、その余については、2008(平成20)年4月1日から、各支払済みまで年5分の割合による金員
  - (3) 津田利幸に対し、1億4132万0600円及びこれに対する200

- 8 (平成20) 年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員  
(4) 福田富一に対し、1億8980万円及びこれに対する2004(平成16)年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員  
(5) 佐藤栄一に対し、4億5160万円及びこれに対する2008(平成20)年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員  
6 控訴費用は被控訴人らの負担とする。

### 第3 控訴の理由

追って控訴理由書をもって陳述する。